

令和5年度 事業計画

『はじめに』

令和5年度は、第3次中期計画（5ヵ年計画）の3年目となります。第3次中期計画（5ヵ年計画）は、最終年度の令和7年度にスタート時（令和3年度）の会員数及び契約高を1.25倍に成長する計画です。令和4年度は、会員数、契約高ともに伸びてはいますが、まだ目標には達していません。今後も目標達成に努めてまいります。

また、過去の不祥事が二度と起きないように、経理・会計管理体制を強化していきます。

『中期計画の基本方針概念』

- 基本理念：「自主・自立、共働・共助」（全国シルバー人材センター共通）
- 基本ビジョン：高齢者の生涯現役を目指す“生きがい就労”の推進により、高齢者の『元気』を支援して、「生きがいづくりと社会参加」の促進を図る。
- 基本コンセプト：人生100年時代に向け、“高齢者が就労や趣味を生かす”ことで、「生きがいを実感する社会づくり」を目指し、健康寿命の延伸に寄与する。
- スローガン：高齢者の“生きがいづくり”を支援し、「人生の安心感」を提供する！

【令和5年度 事業計画概要】

『基本方針』

- 1、生涯現役を目指す「生きがい就労」を啓発・普及し、生きがいづくりと社会参加の促進を図っていく。
- 2、生きがいを実感できる社会づくりを目指し、「就労や趣味」を基軸として、世の中のニーズとマッチングさせていくことで、「元気の素」を獲得できるように活動してゆく。
- 3、個々人が、生きがいを実感することで「人生の安心」を享受することにより、少しでも健康寿命の延伸に貢献していく。

『経理・会計管理体制の強化』

1. 内部監査の充実（年4回監査実施の継続）
2. 銀行振込支払の原則化の徹底
3. 新たに出納責任者を設置し、事務局長と二人チェック体制の確立
4. 新たに給与管理システムを導入し、事務の効率化を図る

『事業概要』

1. 最重点活動

(1) 「行政」4事業の遺漏なき遂行

- ◇生きがい対策事業
- ◇就労的活動支援コーディネーター事業
- ◇行橋市自転車駐車場（指定管理）
- ◇行橋市老人いこいの家（指定管理）

2. 安全・適正就労活動

(1) 目標：事故発生ゼロ & 未然防止の徹底

(2) 重点活動

① 傷害事故撲滅のための「準備体操の励行」

② 作業開始前に「全員による現場事前巡視の励行」

③ “作業中” 幟旗の「目立つ場所に設置の励行」

(3) 個別活動

① 草刈・剪定「スキル向上研修会」の開催（外部講師活用）

② 「新入会員」への事前安全教育の実施

3. 経営指標

(1) 会員数：(目標) 300 名

(2) 契約高：(目標) 1.26 億円

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援(公益目的事業)

就業開拓提供事業

(1) 受託事業（一般）

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、高齢者にふさわしい地域に密着した仕事を一般家庭・企業・地方公共団体等から有償で引き受け、これを高齢者に対して、その能力・希望等に応じて請負又は委任という形式により提供し、仕事の内容と実績に応じて報酬（配分金）を支払うもので、センターは発注者に対して適切に仕事を完成させる義務を負っている。

(2) 受託事業（業務委託）

指定管理者として「行橋市老人いこいの家」及び、「行橋市自転車駐車場」の業務委託を事業運営や利用者のサービス及び、建屋・設備の維持管理を業務とし、会員の就業機会の提供を図る。また、行橋市の住み易いまちづくの一環として高齢者の生きがいと自転車文化の向上を狙いとし、会員の英知を発揮して企画・提案をしていく。

(3) 独自事業

高齢者の就業機会を広げるため、独自の創意と工夫により、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務を創出する事業を実施し、高齢者の生きがいの充実と地域の活性化を図る。

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

1 職業紹介事業

連合会の職業紹介の事務所として、センター事務所内に連合会行橋市実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人を受付け、就職を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行い、有料の職業紹介事業を実施する。

2 労働者派遣事業

連合会の労働者派遣事業の事務所として、センター事務所内に連合会行橋市実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」の就業の範囲において、派遣労働を希望する高齢者を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、労働者派遣事業を実施する。

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言、調査研究等(公益目的事業)

1 普及啓発事業

シルバー人材センター事業の基本理念、現状等について、市民・事業者・官公庁への普及啓発を行い、センター事業に対する理解と高齢者就業機会の確保・拡大を図る。

2 安全・適正就業推進事業

「安全は全てに優先する」との認識の下、高齢者が自ら健康と安全の確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう安全意識の高揚と啓発活動を行う。

シルバー事業における就業内容は「臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務」が基本であり、高齢者にふさわしい仕事の提供ということを念頭により慎重に関係法令の遵守、適正な事業運営を促進する。

3 相談事業

高齢者の就業及びその他の社会参加活動を推進するため、随時就業相談等に対応する。

また、入会を希望する高齢者を対象とした説明会を毎月第2金曜日及び第4金曜日に実施する。

4 研修・講習事業

地域の高齢者が臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業に適した仕事が存在していても、それを行うために必要な能力が高齢者の有する技能、経験によりカバーされないものであった場合には、実際の就業には結びつかない。そのため就業上必要な技能、知識を付与することにより実際の就業に結びつけるとともに、より広い就業分野での仕事の確保と提供を行い、高齢者の生きがいの充実と福祉の向上を図り、活力ある地域社会づくりに寄与する。

5 調査研究事業

住み易いまちづくりに貢献するための、行政や関連機関との共同の可能性について調査研究を行う。

『実施計画』

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援

就業開拓提供等事業

(1) 受託事業（一般）

当センターの強みである一般家庭のリピーター顧客との連携を強化して、生涯顧客化の視点からニーズ調査を行う。その結果から、新規ビジネス候補の選択を進めていく。合わせて、剪定、草取、掃除、高齢者生活援助などの会員確保と人材育成の充実を図る。

行政や関連組織との共同による高齢者・子育て支援事業や女性会員の活動による新規事業の開発を進めていく。

①令和5年度目標

就業実人員	就業率	契約金額
210人	70%	85,258千円

②主な就業分野

- i) 一般家庭の植木剪定、除草、網戸の張替、清掃及び家事援助サービス
- ii) 公共施設の除草・植木剪定・清掃等の一般作業
- iii) 家庭内整理作業やゴミ処分作業
- iv) 行政、福祉関連機関等と連携した行橋市「はつらつシニア就労支援」事業
福祉・家事援助等の福祉サービス事業
- v) 行政、福祉関連機関と連携した「子育て支援」事業の展開
- vii) 行橋市「空き家等の適正管理に関する協定」での「空き家管理」事業の展開

(2) 受託事業（業務委託）

令和3年4月1日より指定管理者として「行橋市老人いこいの家」及び、「行橋市自転車駐車場」の業務委託を受け、事業運営や利用者のサービス及び、建屋・設備の維持管理を業務とし、会員の就労機会の提供を図る。また、行橋市の住み易いまちづくの一環として高齢者の生きがいと自転車文化の向上を狙いとし、会員の英知を発揮して企画・提案をしていく。

①令和5年度目標

就業実人員	就業率	契約金額
30人	10%	20,972千円

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業(公益目的事業)

1 職業紹介事業

雇用を希望する高齢者に臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲内において就職を斡旋する。また、職業安定所と連携して、未就労者への求人・求職情報の提供をする。

2 労働者派遣事業

地域社会における就業ニーズと高齢者が求める就業形態の多様化に応えるため臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲において労働者派遣事業を推進し高齢者の就業機会を拡充・提供する。

労働者派遣事業に係る業務については、連合会と派遣労働契約及び雇用契約について随時事業相談を行い、幅広い就業分野の開拓に努め、取り組むものとする。

①行橋事務所 令和5年度目標

就業実人員	雇用就業率	契約金額
55人	18%	20,000千円

②主な就業分野

- i) 公共施設・商業施設・福祉施設・民間企業における清掃
- ii) 企業における組立作業、簡易作業
- iii) サービス業への適応人材の活用
- iv) 行政から受託された企業と連携した「児童クラブ」事業の拡大
- v) HCB（ヒューマン・コミュニケーション・ビジネス）の積極的な顧客訪問による新規開拓

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言、調査研究等

1 普及啓発事業

(1) 広報活動

- ①シルバー事業の認知度向上のため積極的に広報活動を推進する。(様々な関連団体等)
- ②世代間交流活動、市民参加イベント等によるパブリシティを活用する。
- ③行橋市広報部門と連携した市報・市ホームページ掲載の活用
- ④当センター HP（ホームページ）のリニューアルにより活動状況をタイムリーに掲載する。

(2) 社会参加活動

- ①「フレイル予防教室」の開催

- ②シルバー事業啓発月間での「市民参加ボランティア活動」の開催
- ③「接遇マナー講習会」の開催
- ④「人と自然とのふれあいウォーキング」の開催

2 安全・適正就業推進事業

[今年度の重点活動]

- ①傷害事故撲滅のための「準備体操の励行」
- ②作業開始前に「全員による現場事前巡視の励行」
- ③“作業中” 幟旗の「目立つ場所に設置の励行」

(1) 安全就業対策

- ①会員全員への安全徹底のための「安全・適正就業決起大会」を開催して安全への啓蒙・啓発を図る。
- ②剪定・草刈作業現場には「作業中」幟旗を必ず設置して、作業現場近くの周囲の人々への注意喚起と会員自らの安全意識向上も併せて図る。
- ③全員に安全ワッペンを配布し、就業中の付着を厳守し、安全意識の高揚を図る。
- ④定期的に「安全パトロール」を実施し、現場での確認と活動評価をする。
- ⑤就業報告書の「ヒヤリハット欄」を活用して、未然防止の強化を図る。
- ⑥必要に応じて「草刈・剪定班長会議」を開催し、安全意識高揚を図る。
- ⑦「安全パトロール報告書」の改定後のフォローと評価結果の意識高揚への活用
- ⑧草刈班・剪定班の外部講師によるスキル向上研修の実施
- ⑨新入会員への入会説明における安全教育の実施

(2) 適正就業の徹底

法令の遵守に努め、シルバー事業の目的である「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」を会員へ提供することを基本としており、適正な就業基準の徹底を図り、事業運営を促進する。発注者からの指示命令、混在作業の場合は派遣事業で受注する。派遣事業は労基法の摘要を受けることになる。

3 相談事業

(1) 就業相談の実施

- ①会員は、稼働率や配分金を定期的を示して、就業のフォローをする。
- ②特に、新入会員については、入会の早期に就労できるように配慮する。
- ③地域の高齢者を対象に対してハローワークと連携を密にする。
- ④毎年開催の「行橋市合同就職説明会」への参加を図る。

(2) 入会説明会の開催

- ①入会を希望する高齢者へは、定期的に説明会を開催する。

4 研修・講習事業

次の講習会等を実施、開催日時、受講者の募集等をホームページ等で周知・公開する。

- (1) 自動車安全運転技能講習及び安全運転管理者講習
- (2) 安全就業、健康管理、熱中症講習
- (3) 草刈機械取扱操作（飛散防止事故、技術向上）講習会
- (4) 剪定技能講習会
- (5) 高齢者生活援助員養成研修会
- (6) 新入会員教育
- (7) お客様の信頼を得るための接客講習会
- (8) 女性会員研修会
- (9) 健康体操教育
- (10) 事務局内の業務知識向上のための研修
- (11) 「県シ連」主催の「子育てマイスター研修会」の参加
- (12) 「県シ連」主催の「技能講習・就業体験・セミナー」に積極的に参加する。

また、非会員の高齢者に対して、参加斡旋を積極的に行う。